

# 公益財団法人 労災保険情報センター

## 非常勤役員手当に関する件

(目的)

**第 1 条** 役員給与規程（昭和 63 年規程第 3 号）第 10 条の規定に基づき非常勤役員の手当等の額に関することを定めることを目的とする。

(勤務日)

**第 2 条** 勤務日は、理事長が指定する。

(報酬)

**第 3 条** 非常勤役員の報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事長の報酬は、月額により支払うものとする。その額は次の額を超えないものとする。 月額 700,000 円

(2) 理事及び監事の報酬は、日額により支払うものとする。その額は次の額を超えないものとする。 日額 30,000 円

2 前項のほか通勤手当については、実費を支給する。

(改廃)

**第 4 条** この達を改廃しようとする場合は、評議員会の承認を得なければならない。

### 附 則

この達は、平成 15 年 1 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 16 年 3 月 31 日達第 7 号)

この達は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 25 年 3 月 22 日達第 2 号)

この達は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (令和 6 年 3 月 14 日達第 5 号)

この達は、令和 6 年 3 月 14 日から適用する。